

ちば森づくりの会規則

CMR006	個人所有の道具等の事故補償	制 定：平成 24 年 5 月 19 日
--------	---------------	----------------------

1. 個人所有の道具等が所有者の責めによらない何らかの事故により損傷したとき、会が補償することができるものとする。
2. 補償内容は個々に理事会で決定する。

(注) 上記で会とは特定非営利活動法人ちば森づくりの会のことである。

以上